

魚津市告示第56号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

魚津市長 村椿 晃

第4条第6項中「、第2項」を「、第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第29条第1項中「建設機械器具」の次に「（以下この条において「工事目的物等」という。）」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「できるものに係る額」を「できるものに係る損害の額」に、「第6項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計金額を負担するものとする。

第29条第6項中「差し引いた額」の次に「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」」を加える。

（a）第34条第9項を削り、同条第8項中「第6項」を「第8項」に改め、「日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加え、同項を同条第10項とし、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3項の規定を準用する。

（a）第34条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第4項

」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(a) 第34条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(b) 第34条第9項を削り、同条第8項中「第6項」を「第9項」に改め、「日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加え、同項を同条第11項とし、同条第7項を同条第10項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3項の規定を準用する。

(b) 第34条第5項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項及び第4項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（                      円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

(b) 第34条第4項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(b) 第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第35条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第42条の3第10号中「者。以下この号」の次に「及び第11号」を加え、同号ア中「その者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、

「又はその支店若しくは」を「、その支店又は」に改め、「代表者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「おいて同じ。）が」の次に「、暴力団又は」を加え、同号イを削り、同号ウ中「自己」を「、自己」に、「した等」を「するなどしている」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

第42条の3第10号オ中「暴力団又は」を「、暴力団又は」に改め、同号クからコまでを削り、同条に次の1号を加える。

(11) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

第46条第3項中「日数に応じ」の次に「、この契約を締結した日における」を加える。

第46条の2第5項中「遅延日数に応じ、」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

第48条第1項中「第10号クからコ」を「第11号アからウまで」に改め、同項第1号中「第10号ク又はケ」を「第11号ア又はイ」に改め、同項第2号中「第10号コ」を「第11号ウ」に改める。

第51条第1項中「日数に応じ」の次に「、この契約を締結した日における」を加え、第2項中「遅延日数につき」の次に「この契約を締結した日における」を加える。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。